# 金銭信託型ETFに係る有価証券上場規程施行規則の一部改正について

2 0 1 9 年 8 月 9 日 株式会社東京証券取引所

## I. 趣旨

当社は、有価証券上場規程施行規則の一部改正を行い、本年8月13日から施行します (詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。)。

今回の改正は、平成27年度税制改正における法人税法(昭和40年法律第34号)の 改正により特定外貨建等証券投資信託以外の投資信託について金銭信託型ETF(金銭設定・金銭解約型ETF)として組成することが可能となっていることを踏まえ、所要の対応を行うものです。

#### Ⅱ. 改正概要

特定外貨建等証券投資信託以外の投資信託について、内 国ETFに係る上場審査基準のうち、投資信託約款の記載 事項に係る基準の一部及び現物交換を行う場合の換価容易 性に係る基準は適用しないことを明確にします。

## (備考)

有価証券上場規程施行 規則第1001条、第 1106条、第110 9条及び第1113条

# Ⅲ. 施行日

2019年8月13日から施行します。

以上